

京都光華女子大学海外留学プログラム参加に関する注意事項

1. 海外留学プログラムの参加にあたって

本学海外留学プログラムに参加するにあたり、渡航前オリエンテーションを受講するとともに、海外の留学先において安全に勉学に励み、海外留学を実り多いものとするために、下記の注意事項を十分理解し、遵守しなければならない。また本学の海外留学プログラムに参加することは、個人的な留学ではなく、本学の学生として、留学奨学金を収受し、本学の授業の一環として留学するものであり、本学の指示・指導に従わなければならない。

本留学プログラムでは原則、留学期間延長は認められないことを了承すること。また、プログラム終了後は速やかに帰国しなければならない。本学の学生は留学の成果を活かし、本学を卒業することが期待されている。

2. 安全管理は自分自身で行う

海外では、身の危険や病気、事故等に遭遇する可能性が比較的高い。自分の身の安全を守るためには、各自があらかじめ最大限の対策を立てておく必要がある。また万一そのような事態に遭遇したときには、できる限り被害を最小限にとどめ、すみやかに危険から逃れることが肝心である。海外留学プログラムに参加する学生は、各自が自覚と責任を持ち、主体的に適切な判断と行動をとることが求められる。

3. プログラム開始前

1. 海外留学プログラム参加については、必ず保護者の承諾を得たうえで「誓約書」(別紙-1)を提出すること。
2. 留学中に学生本人の故意または不注意によるトラブル等(迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、学生本人または保護者の責任において一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
そのために 保護者又はそれに相当する者は必ず前もって有効なパスポートを用意しておくこと。また、問題解決のための全ての費用(航空券代、渡航手続き費用、現地費用、斡旋経費など)は保護者の負担となる。
3. 「健康調査票」を提出し、学校医の面接を受け、心身共に留学に十分耐えうる健康状態であることを確認した上で、参加すること。健康上の留意点がある場合は、出願時または渡航前に申込書に記入、または国際交流センターに直接報告すると共に、健康上、海外留学の参加に支障がないと医師に診断されていること。また、渡航先における感染症などについて把握し、感染を回避するため、必要に応じて予防接種を受ける、或いは予防内服を行うなど、医師を通じて適切な予防措置を講じること。
4. 出発以前に必要な十分な海外旅行保険に加入する。
現地の諸事情を勘案し、保険のタイプを選ばなければならないが、少なくとも疾病・傷害・死亡・救援者派遣・賠償責任費用・緊急移送費等は十分に保障されているものでなければならない。クレジット

カードに付帯されている海外旅行保険は不可とする。保険証券を下記の「海外渡航届」と併せて提出すること。

5. 「海外渡航届」(別紙-2)を提出すること。
旅券、査証、保険、利用する交通機関、便名、日程、滞在先(場所・連絡方法)、現地受入れ担当者とその連絡先などを所定の様式に記入のうえ、国際交流センターに提出すること。
6. 外務省や在外公館のホームページを利用して渡航先の現地情報(気候・治安・保健衛生・風俗習慣・交通・通信等)を得ておくこと。
7. 英語圏に留学する学生は TOEIC を出発前2か月以内に受験すること(受験料自己負担)。その結果を国際交流センターに連絡すること。
8. 本学は上記 1~7 の事項を確認し、安全管理上問題があると判断した場合は、たとえプログラム開始後であっても、プログラムの変更や中止、帰国等を指示する必要があることを了解すること。

4. プログラム期間中

1. プログラム期間中、学生は以下のことを守らなければならない。また学生が下記の事項を守らず、または素行不良等により本学からの留学生として不適格であると受け入れ先大学、または本学が判断した場合には、本学は学生の留学を取り消す権利を有していることに同意すること。また、この権利行使により留学を中止して途中帰国する場合は、それに関わる費用を含めて学生本人または保護者の責任において一切を処理すること。
 - ① 滞在国内・地域の法律・法規(飲酒・喫煙等)を遵守し、公序良俗に反する行為をしないこと。
なお、現地の法律では適法であっても日本の国内法に反する行為(例示:未成年者の飲酒喫煙、一部の国や地域における大麻など薬物使用や所持)は禁止とする。
 - ② 安全に十分注意し、夜間の外出や単独行動はしないこと。また、アウトドア・アクティビティなどにおいて危険だと思われる活動への参加は、周りに流されず自分で判断し行動すること。
 - ③ プログラム期間中は受け入れ先大学等の規則を遵守し、迷惑をかけないようにすること。
 - ④ 滞在先は原則として本学の指定するホームステイまたは学生寮に限る。滞在先を無断で転居しないこと。
 - ⑤ 滞在先のルールを守り、迷惑をかけないこと。学生本人の故意または不注意により宿泊施設に関わるトラブル(迷惑行為、目的外使用、破損滅失等)が発生し、それによって生じた損害およびそれに関わる賠償については、学生本人または保護者の責任において処理すること。
 - ⑥ 自動車・自動二輪車の運転は行わないこと。

- ⑦ アルバイトは行わないこと。
2. 留学期間中または留学終了後、外国から本学学生(留学)としての身分変更(退学、休学)を願い出ることは出来ない。当初の留学コースの変更は認められない。
 3. 無断で留学を中断したり、当初の留学コースを変更した場合は、速やかに奨学金の一部または全額を返還しなければならない。
 4. 同一国に3か月以上滞在する場合、最寄りの在外日本大使館または領事館等へ「在留届」を提出しなければならない。(在留届はオンラインで提出可 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)
 5. 在外公館等のホームページを利用して定期的に渡航先の危険情報について把握する。
 6. 緊急連絡先(留学先の電話番号や住所、日本の家族、大学など)を記したメモは常に携帯する。
 7. メールは、学部学科、国際交流センター等から連絡事項があるため、必ず毎日チェックする。
 8. プログラム期間中、学生は2ヶ月ごとに留学報告書を国際交流センターへ提出しなければならない。
 9. 留学中、原則一時帰国はしない。留学先から他所へ移動する場合や緊急の用件で帰国する場合は、事前にその旅行計画及び緊急時の連絡先を国際交流センターにメールで伝え、承認を得なければならない。
 10. 以下の場合に学生が被る学籍上、教務上、あるいは金銭上等の不利益に関して、学生本人または保護者の責任において一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
 - ① 学生本人の故意または不注意あるいは予測し得ない事態により、事故や災害、疾病等が発生した場合。
 - ② 受け入れ先大学における学業継続が不可能な場合(成績不良、学力不足、経済的窮状、身体的疾病、精神的疾患の理由により)。
 - ③ 留学中、受け入れ先大学が所在する国(地域)の治安状況、疫病、自然災害等のやむをえない事情により、本学が学生本人の安全を第一と考え留学の中止または帰国を勧告した場合は、本学の判断に基づく指示に従い自費で帰国すること。
 11. 学生本人の留学先における就学状況、体調および精神的状態等についての情報を、本学と受け入れ先大学が共有することを承諾すること。

また、渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学、受け入れ先大学、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社、関係官庁及び在外公館が、事故時の対応や学生本人および保護者との連絡のために共有、利用することに同意すること。

5. プログラム終了後

1. プログラム終了後は速やかに帰国し、本学の了解なく個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
2. 帰国予定(利用する交通機関、便名、日程)を、少なくとも学期終了2週間前には国際交流センターに連絡しなければならない。また、単位認定・単位読み替えのための面談日の打ち合わせを各担当教員とメールで行うこと。
3. 帰国した学生は1週間以内に国際交流センターに「留学終了届」を提出すること。また1ヶ月以内に「帰国報告書」を提出しなければならない。
4. 英語圏へ留学する学生は帰国後2か月以内に TOEIC を受験し(受験料自己負担)、その結果を速やかに国際交流センターに連絡すること。

6. 誓約書の提出

この注意事項を理解したうえで、プログラム参加学生ならびに保護者は「誓約書」(別紙-1)を指定の期日までに国際交流センターへ提出しなければならない。

7. 緊急時の連絡先

本学における緊急時の連絡先は以下のとおりです。

国際交流センター

(TEL) : +81-75-325-5304 (FAX) : +81-75-325-5317

E-mail : kj@mail.koka.ac.jp

上記に連絡がつかない場合(夜間・休日等) 警備室 : +81-75-325-5256